

議 会 運 営 委 員 会

令和6年6月20日(木)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議 題

1 陳情審査

資料 1

(1) 陳情第 133 号 メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について(継続審査)

(2) 陳情第 147 号 二元代表制に基づく議会のスタンスに関する陳情について

2 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

資料 2

3 予算決算委員会での質疑について

資料 3

4 オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

資料 4

5 令和7年度議員改選に向けた議員定数の変更について

資料 5

6 ぎかいポストに寄せられた意見について

資料 6

7 その他

浜田市議会議長笹田卓様 2024年2月9日

浜田市日脚町

森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

3 趣旨

メールで済むことは足並みをそろえて合理化を

陳情番号	133
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

本文

陳情をメールで送るといことが行われていない

議員の一般質問をメールで送ることができるのに

一般市民の陳情がメールで送れない理由がわからない

現在他の市町村がどのようにしているか検討中ということだが3ヶ月もかかる理由がわからない

いいことは他の市町村がやってようがやってなからうがやるべきであり

また議員の一般質問についてはすでにメールで送信することが行われているのだから

なぜ市民の陳情を制限するのか問題である



浜田市議会議長笹田卓様 2024年6月3日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

陳情番号	147
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

趣旨

二元代表制に基づく議会のスタンスに関する陳情について

本文

執行部の答え「その件は適正に処理されています」

議員側「そうですか、執行部が適正に処理されていると言っているのです、それを信用して問題はないとします」

このやり取りは、二元代表制に基づく議会のスタンスの根本的問題ではないかと思ます。

「適正に処理されている」「ああそうですか、信用します」では、委員会のやり取りや、一般質問もこのパターンで済んでしまっは大変なことではないか？

「どう適正に処理されているか」を質問するのが当たり前のことではなからうか？

このようなやり取りについて、一考、検討をお願いいたします。



浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

資料2

6 付記事項（浜田市特別職報酬等審議会の答申結果から抜粋）

- (1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。政務活動費は、議員が行う調査研究や広聴等、市政の課題や市民の意志を把握し、市政に反映させる活動や住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、当該制度の積極的な活用をお願いする。
- (2) 政務活動費の使途基準等については、公正性及び透明性を確保する制度設計となっており客観的に評価できるものであるが、引き続き政務活動費の効果的・効率的な運用が図れるよう、対象となる経費や支給要件等について検討をお願いする。また、特に視察や研修については、その活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかがわかるよう併せて検討をお願いする。

付記事項	報酬等審議会からの要請 (概要)	検討項目	検討結果
(1)	執行率が低い議員がいる。 積極的に活用してほしい。	積極的な会派活動・議員活動について	<p>【検討完了】</p> <p>①視察や研修等の予定を議員間で共有し、必要に応じて会派を越えて共同で視察や研修・勉強会を積極的に行う。 ②議会の年間会議日程等について、随時最新の情報を提供してもらい、議員や会派等による視察や研修等を計画的に行うことにより調査活動を充実させる。 ③オンラインによる研修会や講演会を積極的に活用する。 ④年度当初に申請する政務活動費交付申請書の項目の備考欄に使用予定の内容を記載することにより、年間活動の計画に繋げる。（令和7年度分から実施）</p>
(2)	対象経費や支給要件等について検討してほしい。	対象経費・支給要件について	<p>①現在の対象経費や使途基準を再度確認し、見直しを検討する。</p> <p>【検討完了】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車ですり移動したときの車賃（1キロメートルにつき23円）を支給できるよう浜田市議会政務活動費の交付に関する細則を改正した。（令和6年4月1日施行） <p>【今後検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員活動の報告チラシ等を対象とする。（広報費の導入） <p>※議員の事務手続が煩雑になりすぎないように配慮する必要がある。</p>
		支払方法について	4半期ごとに精算できるよう浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則を改正した。（令和6年7月1日施行）
	特に視察や研修について、どのように議員活動に反映されたかがわかるように検討してほしい。	報告書等について	<p>【検討完了】</p> <p>①視察や研修の成果を活動に繋げ、かつ、実施の目的とその必要性について説明責任を果たせるよう（客観的に可視化できるように）申請書および報告書の様式を改正した。（令和6年7月1日施行）</p> <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書は研修と視察の様式を分け、視察の内容や目的を分けて明記するよう改正した。 報告書についても様式を分け、研修や視察のポイントや今後の議員活動への反映などを記載する改正した。

予算決算委員会での質疑について

会派での協議内容

	① 3月補正及び当初予算審査 9月決算審査	② 6月、9月、12月補正予算審査
【現在】	事前通告制 ①一問一答方式(回数制限なし) ②発言通告のあった事業番号ごとに、委員長が、事前に通告した議員を議席番号の若い順に指名	事前通告なし ①一問一答方式(回数制限なし) ②質疑する議員は、最初に挙手し、正副委員長が確認後、発言順(議席番号の若い順)を公表し、委員長が順番に指名する ③最初に挙手していなかった議員は、質疑できない
【変更案】	事前通告制 現在と変更なし	事前通告なし ①一問一答方式(回数制限なし) ※現在と変更なし ②他の常任委員会と同様、質疑をする議員は挙手し、随時、委員長が指名する ③最初に挙手していなくても、必要があれば、随時質疑できる
以下は、従来と変更なし ①審査は、会計ごとの、歳入・歳出の事業ごとに審査する ②質疑終了後は、前の議題(事業)に戻って質疑することはできない		

各会派からの意見

会派名	見直し要否	見直し内容
山水海	必要	①上記の変更案のとおり ②上記の変更案のとおり
超党みらい	不要	
創風会	必要	①3月補正及び当初予算審査、9月決算審査について、建前は事前通告制であるが、審議を深めるために「③通告が無くても、挙手により理由を説明して委員長が認めた場合は質疑ができる」としたらどうか。 ※通告で出てきた質疑項目に限る ②上記の変更案のとおり
公明クラブ	必要	①事前通告をしなかった人も、項目ごとの最後に質問できるようにする。 これまで通りの方法で、 すべての通告質疑が終わってから他の議員の質疑を受け付ける。 ※通告で出てきた質疑項目に限る ②上記の変更案のとおり

オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

1 浜田市議会における決定事項

- (1) 議会に係る手続のオンライン化を進めていくこと
- (2) オンラインで提出された請願・陳情を受け付けること
- (3) 請願・陳情のいずれも、**対面**・**郵送**・**オンライン**で提出されたものを同等に取り扱うこと（※具体的な処理方法は今後検討する。）

2 請願・陳情のオンラインによる提出方法（現時点で想定されるもの）

- (1) 電子メール
- (2) 電子申請システム（しまね電子申請サービス、マイナポータル）

3 請願・陳情のオンライン提出に係る課題（請願・陳情共通）

- (1) 請願者・陳情者、紹介議員の「署名又は記名押印」をどうするか。
→会議規則を改正すれば記名のみとすることが可能
- (2) いつの時点で提出されたとみなすか。
→地方自治法を参考に、議会の受信日時としてはどうか。
- (3) ホームページでの氏名等の公表の意思をどのように確認するか。
→承諾書類を添付してもらってはどうか。
- (4) 請願者・陳情者の本人確認をどのように行うか。
→様々な本人確認の方法があり、厳格さに段階がある。本人確認の必要性を含め、それまでどの程度厳格に行っていたかを基準に検討してはどうか。（※6で後述）

4 **請願**のオンライン提出の流れ

- (1) 請願者または紹介議員
 - ・電子メールまたは電子申請システムで議会に提出
- ↓
- (2) 議会事務局
 - ・ホームページでの氏名等の公表の意思が明らかでない場合は請願者に確認（電話やメールによる）
 - ・紹介が事実であることを紹介議員に確認（対面や電話による）
- ↓
- (3) 議会
 - ・付託された委員会で審査し、本会議で審議（対面・郵送・オンライン共通）

5 **陳情**のオンライン提出の流れ

(1) 陳情者

- ・電子メールまたは電子申請システムで議会に提出

↓

(2) 議会事務局

- ・ホームページでの氏名等の公表の意思が明らかでない場合は陳情者に確認（電話やメールによる。）

↓

(3) 議会

取扱いの案 (対面・郵送・オンライン共通)		具体的な処理方法等
案 1	すべて審査する (従前の対面提出と同様の取扱い)	①定例会議の開会前に、正副議長と議会運営委員会の正副委員長が内容を確認し、付託先等取扱いの案を決定する。(取扱基準に該当する場合は全議員に写しを配付する。) ②付託された委員会で審査する。
案 2	すべて審査せず、全議員で共有する (新たなやり方)	①提出された陳情をその都度議員のタブレットに配信する。 ②写しや審査結果をホームページに掲載しない場合は、厳密な本人確認は必要はない。また、氏名等の公表の承諾を得る必要はない。 〔要検討事項〕 ①委員会の所管事務調査や一般質問で取り上げるなどの対応が考えられる陳情を深掘りするための仕組みづくりが必要ではないか。(委員会開催の都度、議題に上げ、所管事務調査とするかどうかを協議する等) ②所管委員会への振り分けは不要とすることで良いか。
案 3	上記以外	

6 提出方法ごとの本人確認の方法（案）

(1) 対面提出

ア これまでと同様に、面識による確認を行う。（事務局職員が請願者・陳情者の顔や氏名を把握している場合は、本人確認したものとみなす。）

イ 事務局職員が請願者・陳情者の顔や氏名を把握していない場合はどうするか？

【例】 ①身分証明書を提示してもらう
②請願の場合は紹介議員が面識による確認を行ったものとみなす 等

ウ 請願者・陳情者ではなく、代理人が提出する場合はどうするか？

【例】 ①請願者・陳情者の身分証明書を併せて提出してもらう
②代理人に身分証明書を提示してもらう
③事務局が請願者・陳情者に電話して確認する 等

(2) 郵送提出

ア 最も本人確認が難しい提出方法だがどうするか？

【例】 ①事務局が請願者・陳情者に電話して確認する
②身分証明書を同封してもらう 等

イ 請願者・陳情者に連絡が取れないなど、本人確認できない場合はどうするか？

(3) オンライン提出（電子メール）

ア 過去に議会とのメールのやり取りがある請願者・陳情者については、メールアドレスによる確認を行う。

イ 過去にメールのやり取りがない場合はどうするか？

【例】 ①事務局が請願者・陳情者に電話して確認する
②身分証明書をメールに添付してもらう 等

ウ 請願者・陳情者に連絡が取れないなど、本人確認できない場合はどうするか？

(4) オンライン提出（電子申請システム）

ア ログイン情報により確認する。（IDやパスワード等を事前登録して申請）

令和 7 年度議員改選に向けた議員定数に係る協議について

各会派からの意見

会派名	協議の可否	協議する 委員会	備考
山水海	必要	議会運営委員会	
超党みらい	不要		
創風会	必要	議会運営委員会	
公明クラブ	必要	議会運営委員会	会派としては現時点で見直しが必要とは考えていない。

令和6年6月17日

福祉環境委員長 三浦大紀様
産業建設委員長 川上幾雄様
議会運営委員長 柳楽真智子様

議会広報広聴委員会

委員長 村武まゆみ



ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

ぎかいポストに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和6年6月28日（金）15時までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.74（令和6年9月1日発行予定）に掲載予定です。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
<p>市長はTV等で市民へ周知や声を聞くと発言されているが、提言ハガキ(添付)も更新されていない。全く市民の声をきく気がないと感じる。市議会ではきちんと民意を市政に反映していただきたいものです。</p>	<p>まちづくりセンターに設置された「市長直行便」専用はがきの差出有効期間が切れていた件については、担当課に問い合わせ、新しいはがきに交換済みであることを確認しました。</p> <p>浜田市議会では、市民の皆様の声を直接伺うために、「地域井戸端会」や「はまだ市民一日議会」等様々な取組を行っております。</p> <p>今後も市民の皆様の声が、市政に反映できるような取組を行ってまいります。</p>